委 託 契 約 書

委 託 業 務	名	平成31年度広島市立大学学生寮管理業務
履 行 場	所	広島市立大学学生寮「もみじ」及び国際学生寮「さくら」(広島市安佐南区大 塚東三丁目4番)
委 託 期	間	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
委託 契約金	額	円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)
支 払 方 法	等	1 委託料は、毎月、委託契約金額の12分の1の額を支払うものとし、千円未満の端数が生じたときは、最終支払月に加算して支払う。 2 甲は、乙から請求のあった日から30日以内に支払うものとする。
契 約 保 証	金	
その他 契約事	の 項	公立大学法人広島市立大学委託契約約款のとおり。
特 約 条	項	なし
適用除外事	項	
管 轄 裁 判	所	広島地方裁判所

上記内容のとおり、公立大学法人広島市立大学を甲、受託者を乙として、この契約を締結するものとし、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

甲 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号 公立大学法人広島市立大学 代表者 理事長